

用の推移につきまして、参議院、衆議院の順にお伺いいたします。

○事務総長（小林史武君） 議案類印刷費の支出
済歳出額は、令和元年度が約三億二千五百万円、
令和四年度が約一億六千九百万円でございます。

これらの金額のうち、本会議及び委員会の会議
録に関する費用の額は、令和元年度が約一億六千
万円、令和四年度が約四千八百万円でございます。
○衆議院事務総長（岡田憲治君） 衆議院におけ
る議案類印刷費の決算額は、令和元年度約四億六
千七百万円に対し、令和四年度は約二億五千万円
となっております。

そのうち、会議録の印刷等に要した費用は、令
和元年度約二億三千万円に対し、令和四年度は
約八千三百万円となっております。

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織でございま
す。どうぞよろしくお願いたします。
本日は、国会所管の決算審査でもありますこと
から、八年前の当委員会の質疑以降取り上げ続け
ております国会における会議録と記録の在り方に
ついてお伺いいたします。
まずは、三年前の当委員会での質疑との比較を
行いたく存じます。

令和元年度と今回、今日の議題にもなっており
ますけれども、令和四年度の議案類印刷費の支出
済歳出額と、本会議及び委員会会議録に関する費

○吉川沙織君 八年前、平成二十八年四月二十日
にも同じようなお伺いをしたんですけど、このと
きは平成二十六年度決算でした。このとき、実は
参議院規則の印刷して配付するという条文番号を
全部挙げて、もう時代にそぐわない、見直しがあ
るものについては見直しを、それから残すもの
については残すべきだということを申し上げまし
たけれども、その後、ペーパーレス化等の進展に
より、当時対象だった平成二十六年度決算と今御
答弁いただいた令和四年度と比較しますと、本会
議及び委員会会議録の決算については、衆参共に

七二%から八〇%低減をしているということが確認できました。

では、この本会議や委員会会議録作られていると思うんですけども、衆参両院においてはどの会議体の会議録を作成しているのか。参議院、衆議院の順にお伺いいたします。

○事務総長（小林史武君） 参議院においては、憲法及び参議院規則等の規定に基づき、本会議、委員会、調査会等の会議録を作成しております。

○衆議院事務総長（岡田憲治君） 衆議院におきましても、本会議はもとより、正規の委員会につきましても、衆議院規則第六十一条に基づき、委員会議録を作成しております。

また、小委員会、分科会、連合審査会を開いたときは、委員会の例に倣って会議録を作成しております。

○吉川沙織君 今、参議院、衆議院の順にどの会議体で会議録を作っているかと御答弁をいただきました。

これ、一つ違いがございますして、小委員会、分科会、連合審査会を開いたときは委員会の例に倣って会議録を作成しているというのが衆議院側のみ答弁がございました。

衆議院は小委員会の会議録を作っている。しかし、本院は、小委員会の会議録作成に關しまして令和四年一月の議院運営委員会で質問申し上げま

したところ、第一回国会の常任委員長懇談会の申合せによって原則作成されていないとの答弁でしたが、当時は速記者が不足していた等の事情によるものですから、これはやはり作ることが出来るものについては作るべきであるという、こういう見直しをまた改めて提言していきたいと思っております。

それでは、初期国会の会議録の作成状況はどうだったのかということについてお伺いします。

衆議院において昭和二十年代に速記が付された委員会の割合を第一回国会から教えていただければと思います。

○衆議院事務総長（岡田憲治君） 昭和二十年代の第一回国会から第二十一回国会まで速記が付された会議、これは一部要領筆記となったものも含まれますが、その割合は、第一回九八・六%、第二回八五・〇%、第三回九五・七%、第四回九六・三%、第五回九七・五%、第六回九六・三%、第七回九九・二%、第八回及び第九回は一〇〇%、第十回は九九・九%、そして第十一回国会以降は一〇〇%でございます。

なお、速記が付されていない会議につきましては、要領筆記により会議録を作成しております。

○吉川沙織君 今、昭和二十年代の速記が付された委員会の割合を第一回国会から教えていただきました。

今、衆議院事務総長の御答弁の中で、要領筆記という、筆記という言葉がありました。これ参議院にはない言葉で、参議院とは異なって、初期国会の衆議院の委員会の会議録等を拝見します、拝読しますと、両括弧で筆記とするものも一定程度存在するようですが、この根拠について衆議院事務総長に教えていただければと思います。

○衆議院事務総長（岡田憲治君） 御指摘のとおり、昭和二十年代の衆議院の会議録には、筆記と記載されている会議録は一定程度ございます。これは、具体的には、速記者ではない事務局の職員が質疑等の要領筆記をし、会議録として残しているものです。このことにつきましては、衆議院の委員会先例集にも備考として、第十九回国会閉会中以前は委員会の議事に関する部分について筆記によったことがあると記されております。

その経緯につきましては、記録が残っておりません。ただ、当時の議院運営委員会議録によりますと、速記者が不足していたことから速記を付す委員会数を調整しており、場合によっては要領筆記で対応する運用がなされていた旨確認することが出来ます。

なお、衆議院規則上、本会議録については速記法によることが規定されておりますが、委員会議録については同様の定めはございません。

○吉川沙織君 今、衆議院事務総長の答弁の中で、

衆議院規則上、本会議録については速記法によることが規定されているが、委員会議録には同様の定めはないとのことでした。本院、参議院におきましては、参議院規則上、委員会会議録は本会議の規定を準用することになっておりますため、本院においては、本会議、委員会共に速記法によらなければならないとする違いがございます。

ということですが、今は速記を付して会議録を逐語ですっきり残していただいておりますけれども、これまでの間、会議録、皆さん委員会で発言されて最終確定稿になるまでの間、作成過程において、速報版というものが配付されていたかと思っておりますが、この速報版が配付されるようになった経緯について、参議院事務総長にお伺いいたします。

○事務総長（小林史武君） 平成七年二月八日、参議院改革協議会小委員会から、本会議及び予算委員会の総括質疑について速報を発行することが適当であるとの意見で一致した旨の報告がなされ、同日の議院運営委員会理事会上において速報版の発行が決定されたところでございます。

○吉川沙織君 先ほど、議案類印刷費の決算、支出済歳出額の決算のところでも、平成二十六年度の決算を最初にお伺いして、令和元年お伺いして、今日、令和四年度決算、支出済歳出額、それぞれ議案類印刷費全体においても、それから本会議及

び委員会の会議録についても、低減傾向が示されている。その大きな要因の一つとしては、ペーパーレス化の進展だと思っておりますし、そのとおりでございます。

この会議録の速報版については、その印刷配付を取りやめたと承知しておりますけれども、この印刷配付を取りやめたのはいつどこで決められたものか、参議院事務総長にお伺いいたします。

○事務総長（小林史武君） 令和五年十一月二十八日、議院運営委員会理事会上において、速報版は、原則として会議当日に未定稿会議録情報をインターネットに掲載していることから、令和六年の常会召集日以降、印刷配付を取りやめ、ペーパーレス化することとされたところでございます。

○吉川沙織君 この速報版の発行につきましては、平成七年に参議院改革協議会の中で決められておりましたということですが、今、答弁の中で、この印刷配付、速報版の印刷配付を取りやめたのを決めた場所は令和五年十一月の議院運営委員会理事会上であったと。

この参議院改革協議会の様々な取組というのは、参議院公式サイト上の参議院改革の歩みからたどることが出来ます。しかし、この印刷配付を取りやめた事実につきましては、参議院のイントラネット以外では公表されていないということになります。各委員会の理事会上でも、理事懇談会でもそう

ですけれども、それらについては非公式な会議体ということですが、会議録が作成されるものではありません。しかしながら、そこで実質的な議論とか大きな方向性が決まることも多いのが近年の国会だと思っております。

この参議院改革協議会の取組の成果の一つとして発行を決めた。しかし、その発行を取りやめたのであれば、それは広く公表をすべき事実ではないかと考えますけれども、その参議院改革協議会、この速報版の発行を決めたタイミングと同じときに、秘密会会議録公開の問題についてというのも平成七年に答申を出していると承知しております、その前段、小委員会報告も行われたと承知しておりますけれども、その内容について参議院にお伺いいたします。

○事務総長（小林史武君） 平成七年六月一日の参議院改革協議会報告書では、三月十五日に小委員会から提出された秘密会会議録公開の問題についての報告書を同協議会の答申とすることといたしました。

その内容は、現行憲法下の国会における秘密会会議録については、未公開会議録を一定期間、例えば五十年、経過後に一定の手続に従って公開する制度を導入することは適当であると考えますが、そのためには法制の整備が必要であるので、今後この点について両議院間において協議を進めるこ

とするとされております。

○吉川沙織君 その秘密会につきましては、憲法第五十七条第二項におきまして、特に秘密を要するものについては、本会議については秘密会の規定があつて、委員会につきましては憲法上の論点は生じないこととなりますけれども、委員会の非公開原則との兼ね合いですとか、議院規則レベルでの検討は要するものだと思います。

では、今の国会になつてから秘密会がどの程度開かれたのかということですが、この秘密会の会議録の問題については本年一月二十五日の議院運営委員会においても取り上げたところでございますが、今の国会になつてから秘密会がどの程度行われたのか。本会議、委員会、それぞれにおいて、参議院、衆議院の順にお伺いいたします。

○事務総長（小林史武君） 参議院の秘密会でございますが、まず、本会議を秘密会とした例はございません。

次に、委員会等を秘密会とした例は八十七件ございます。そのうち八十五件は昭和二十年代から三十年代前半に開会されております。

○衆議院事務総長（岡田憲治君） 衆議院につきましても、国会になつてから秘密会で行われた本会議はございません。

委員会の秘密会については、全体で九十九件あるところ、昭和二十年代が六十八件、昭和三十年

代が二十件、その後、昭和四十年代以降現在まで十一件であり、このうち平成以降は七件であります。

○吉川沙織君 今、秘密会の例について、本会議では衆参共にゼロ件であつたこと、それから委員会についてはそれぞれ件数が比較的多いということですが、参議院の特徴としては、二例除いては、それ以外は全部昭和二十年代、三十年代の例であるということ。衆議院におきましても、二十年代、三十年代が多うございますけれども、平成においても幾らかあるということでしたが、この昭和二十年代と三十年代の割合を見ますと、参議院では実に全体の九八％、衆議院においても八九％が昭和二十年代と三十年代の例となっております。

それでは、その秘密会の会議録についてはどういった形で保存をされているのかということも論点になろうかと思ひますけれども、この秘密会の会議録の保存状態を衆議院にお伺いいたします。

○衆議院事務総長（岡田憲治君） 衆議院委員会先例集にその記載がございます。秘密会議の記録中特に秘密を要するものと委員会で決議した部分は、これを密封して保存するとされております。秘密会議の記録の保存状態につきましては、封筒に入れて密封しているため中身は確認できませんが、外形上問題は認められないところでございます。

○吉川沙織君 なぜ、今、保存状態を衆議院のみにお伺いしたかと申しますと、衆議院の先例にのみ密封して保存と書いてあるためにお伺いさせていただきました。確かに、外形上問題は認められないことも、もしかしたらあるかもしれません。いずれにしても、昭和二十年代、三十年代の例がほとんどであつて、劣化は避けられないからこそ、一定期間経過後に検証ができるよう、秘密会であつても会議録は残したという事実は、これは残っているという事実は後の検証に堪えられるためでもあると考えられますので、公開の仕組みは私は必要ではないかと考えますし、参改協の報告でもそう書いてあります。

では、実際、秘密会の会議録、公開するに当たつてどのような課題があると事務局としては認識しているか。参議院、衆議院の順にお伺いいたします。

○事務総長（小林史武君） 秘密会会議録の公開に関して想定される課題につきましては、多岐にわたりますけれども、例えば、実績のある委員会等の秘密会会議録に限るのか、本会議の会議録まで含めるのかといった検討の対象範囲の問題のほか、公開するか否かを判断する主体を含めた手続の在り方、公開の基準、公開の方法、法規上の措置等について検討を行つていく必要があると考え

ております。

○衆議院事務総長（岡田憲治君） 今まさに参議院からお話ございましたように、多岐にわたる課題につきましては、衆議院事務局におきましても十分研究をし、衆議院において協議が始まりました際には、法制上の問題等の検討に資するようにしてまいりたいと存じます。

○吉川沙織君 そもそもこの秘密会の会議録の公開については、やはり参議院が平成七年の六月一日に答申を出して、それを機に、帝国議会のもの、それから本院においては組織が貴族院と参議院に分かれていますので、そういった形で公表は一定程度しましたし、そのときには、五十年経過したものは公表する、していいのではという、こういう答申が出ていますので、議論をしないと、本当に公開に堪え得るものが残っているのかどうかの確認もありますし、なぜ今衆参両院の事務総長にお伺いしたかと申しますと、規則であればそれぞれの院で決めればいいと思うんですけども、これを実際にやろうと思ったら、国会法等の改正の必要性があり、両院で協議する必要がありますので、これはやはり記録の検証という意味でも進めていくべきではないかと思っています。

ここまでは、会議録、秘密会の会議録はもちろんだまだ公表されていないですけども、会議録が残されているものの公表の在り方について質問申

し上げましたけれども、法規制定に至る経緯などを後に検証するために必要となる実質的な議論は、本会議や委員会以外の会議体で行われている例も少なくありません。

私は、昨年十一月九日の参議院総務委員会において、本会議でも委員会でもない会議体に速記を付し、記録を公表した参議院の例についてお伺いしましたが、衆議院についても同様のお伺いをさせていただけばと思います。

○衆議院事務総長（岡田憲治君） 法規に基づかない会議体に速記を付し、記録を公表した最近の例といたしましては、両院にまたがることではございますが、平成二十九年に両院正副議長の合意を踏まえて行われた天皇の退位等についての立法府の対応に関する全体会議、令和四年に行われた天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告や、衆議院について言えば、平成二十六年に議長の下に設置された衆議院選挙制度に関する調査会がございします。これらは、議事録、議事概要等を作成して、衆議院ホームページ上に掲載をしております。

○吉川沙織君 今、衆議院事務総長から三つ、最近の例としてというのがありましたので、もつと前で両院で本会議でも委員会でもないものに速記を付して、国会会議録検索システムでヒットする

会議体もございしますけれども、今三つ挙げていただいたうちの前者二つは平成二十九年と令和四年の天皇の退位等に関するもので、これは同じ内容が衆議院と参議院のウェブページから見ることができるんですけども、これ一元的にもつと見やすくする必要がありますのではないかと思います。

今、衆議院事務総長から三つ目、御答弁いただきました。衆議院では衆議院選挙制度に関する調査会の議事概要、これ、私も衆議院のウェブサイトに掲載されているのを拝読いたしました。

では、本院、参議院です。参議院では参議院改革協議会の下に選挙制度に関する専門委員会が設置されていますが、記録の公表はしていますでしょうか。

○事務総長（小林史武君） 参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会につきましては、報告書は参議院ホームページに公表されておりますが、その都度の専門委員会の記録は公表されております。

○吉川沙織君 報告書は掲載されている、しかしながら、その都度の記録は載っていないということでした。

では、その選挙制度の専門委員会は親会議が参議院改革協議会ですので、この際、参議院改革協議会についてもお伺いいたします。参議院改革協議会に会議録はございますでしょうか。

○事務総長（小林史武君） 参議院改革協議会の記録につきましては、運営事項として取扱いを協議会で申し合わせております。

歴代の協議会の運営事項によりますと、速記は付さないこととされておりますので、通常の委員会のような会議録はございません。

ただし、学識経験者等から意見を聴取する場合等で協議会が必要と認めるときは速記を付し、記録を作成するとされておりますので、その場合には速記録が作成されております。

○吉川沙織君 参議院では、歴代議長の下、参議院の組織と運営に関する問題について、本会議でもなく委員会でもない参議院改革協議会の場で会派間の議論を行ってきました。参議院改革協議会は、参議院の独自性と自主性の確保のため、昭和五十二年十一月に初めて設置され、その後、今日も決算委員会ですけれども、決算の早期審査のための早期提出を実現し、決算審査充実のための会計検査法改正などを実現したところです。

確かに、さっきの選挙制度のときもそうでしたけれども、参議院改革協議会で一定程度の報告書が出れば、それを私たちも読めばいいのかもしれないけれども、参議院改革協議会は、議長が交代して設置を要すれば、各会派合意の下、都度設置されていることから、次の議論に資するために、これも、これ今、参議院事務総長の答弁でも運営事項

という言葉がありました。この運営事項の中に速記を付さないと書いてあるのであれば、少なくとも、せめて次の設置のときは何らかの記録を残して、もちろん公表の範囲はいろいろ検討する必要はあると思うんですけども、何らかの工夫をして、本院に関わることで、そしてそれは広く国民にもある程度開いて議論をするべきことですので、取り組むべきではないかと思っています。

それでは、会議録は残していない、有識者の方から来たときは一定程度残しているということでしたが、何らかのメモも取っていないのか、記録も残していないのかということについて、参議院改革協議会が記録を残しているか否かについて、参議院事務総長にお伺いいたします。

○事務総長（小林史武君） 正式な会議録ではございませんが、協議の便に資するため、経過概要メモを協議員、それから会派に対しまして配付をさせていただいております。

以上です。
○吉川沙織君 私は、令和元年から令和二年にかけて、平成三十年六月一日の参議院改革協議会報告であった参議院における行政監視機能の強化についての報告に基づいて、行政監視委員会の理事としてその具現化に取り組みました。

確かに報告書は公表されていますから、それはもちろん読みました。ただ、報告書本体は分量が

非常に少なく、読んでもその背景は理解しづらいものでした。そのため、報告書がまとめられるまでにどのような議論が行われていたかというのは、知らなければ具現化するためにも必要だと思いましたが、会派、今総長の御答弁の中にもありましたけれど、会派には事務的に配られているということでしたので、この間、会派の部屋の引越しながらあつて散逸きみだつたんですけども、会派に残っていた記録を参照して、参議院改革協議会報告に基づく行政監視機能の強化に向けて取り組んだところです。

ただ、本院議員、本院に所属している議員自身が本院の在り方に関する議論の記録にすぐにアクセスできない現状は、やはりこの中、その組織の中としても、それから国民に対する議論の内容を公表するという意味でも、改善されてもいい事項ではないかと考えています。

秘密会の会議録についても実は一月二十五日の参議院運営委員会でも質問させていただいて、今日も国会所管の部ということで、議案類印刷費、それから本会議及び委員会の会議録と関連してお伺いをさせていただきました。

秘密会の会議録はもちろん議論の余地は大いにあると思います。本会議に関しては、その例がただで憲法上議論をしなければいけない論点がありますので議論は必要ですが、ただ、法の制定

過程と後世からの検証のため、国民共有の知的資源である会議録を残すということは立法府の責務でもあります。

ありがとうございました。

また、先ほども申し上げましたけれども、秘密も会議録が作成されていて、残っていること自体重要ですから、検証をするためにも、平成七年本院の先人が報告書にまとめたこのことをもって、この間全く協議も議論もされていないようですから、前に進めるべく私たちもやっつけていかなければいけないと思っています。

これまた、あと最後に一つだけ申し上げますと、国会自身についても言えると思います。

私自身、国葬儀、それから懲罰のこの入口のところでは議院運営委員会の理事の任にありましたけれども、それぞれ過去の資料について事務局でそれぞれに調べていただきましたけれども、部署にまたがるもの、完全な形で残されていないものなどがあり、国会における資料も歴史的価値が非常に高いと思っていますので、後世の検証に堪えられるような措置を私は講ずるべきではないかと思っています。

いずれにしても、私たちが今行っている立法府での議論も後世に参照されるものですので、その会議録、記録の在り方については、引き続き決算の視点も交えながら見ていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。